

## 淀川水系流域委員会への意見

### 意見

利用については、現地でなく“現場”を見よ！

#### 河川整備計画の第2稿の滋賀県の2条例に対する認識の誤り

水上バイク等の不適切な公共水面の“レジャー”利用について、法令にもとづく管理者の裁量の中で禁止せずに、利用を容認した上で滋賀県によって制定された「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」の2条例については、別紙記事(大津市柳が崎:2条例で航行規制水域、7ノット規制がかかっている、大津市の上水取水口がある)のように、まったく有効に機能しておらず、河川整備計画の第2稿の下線部分は、明らかに誤っている。また、適正化条例施行後は、一部の条例を守る“マナーの良い”利用者は、より自然環境豊かな守るべき未規制の湖岸へ侵攻している。(写真)

法令(管理者が裁量を誤らない改正、新規制定も含む)による規制を提言すること。

#### 公共水面の利用に関して

水上バイクについては、公共水面(海域も含む)での“レジャー”利用については、使用特性、機能特性上利用不可の“レジャー”であり、法令で“禁止”し、その機能特性をいかした警察、消防、救急、海上保安、防災等の公共サービス活動に使用に限定すべき。また、万が一モーター“スポーツ”として利用を、“許可”する場合においても、排ガス規制をおこない競艇場等管理可能な“閉鎖海域”での4サイクルエンジン艇の利用に限定すべき。

#### 淀川水系河川整備計画 第2稿

##### 2.4 利用 2.4.1 水面

琵琶湖では、淀川本川と同様に水上オートバイやプレジャーボート等の利用によって、騒音や排出ガスによる水質汚濁の問題が提起されている。滋賀県では、琵琶湖の自然環境の保全や地域住民の生活環境保全を目的とした「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)を制定し、その規定の中で従来型の2サイクルエンジンの動力船を平成18年4月から使用禁止することにしてしている。また、航行規制については、上記条例により、騒音防止の観点から航路規制水域が指定され、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等による航行規制と併せて、湖面の適正な利用を図っている。

##### 5.5 利用 5.5.1 水面

(1) 水面の利用に関しては、秩序ある利用を実現するため、既存の淀川水面利用協議会等の組織を活用して以下の規制について検討し、実施する。

###### 1) 水上オートバイの利用規制

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について関係機関と連携し調査する。

###### 2) 船舶等の通航規制

滋賀県域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖等水上安全条例」(昭和30年滋賀県条例第55号)等により適正に管理されることを支援する。



ラムサール登録湿地、琵琶湖国定公園内

琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例にもとづくヨシ群落の保全区域

